

(仮称) 新学校給食センター設計業務及び厨房機器導入に係るプロポーザル
実施要領

1 目的とプロポーザルの概要

木津川市立木津学校給食センターは、昭和63年に建設され、現在、幼稚園2園、小学校6校、中学校3校、山城学校給食センターは、平成14年に建設され、幼稚園1園、小学校2校、中学校1校に給食を提供している。

しかし、児童・生徒数の増加への対応や木津学校給食センター及び山城学校給食センターの施設や厨房機器の老朽化の進行を踏まえ、市内のすべての学校給食が徹底した衛生管理の下で調理されるとともに、アレルギー対応等、学校給食の質の充実を図るため、新たな学校給食センターの整備を予定している。

そのため、基本設計・実施設計に当たり、新施設の主要な設備となる厨房機器について、衛生管理、調理能力、環境への配慮、経済性など様々な視点から最良なものを選択し、設計に反映させた質の高い提案を求め、その内容及び能力・適性等を総合的に判断し、本業務に最も適した設計業者の選定及び厨房機器導入を目的として、設計業者及び厨房機器業者の業務提携（事業組織体）による公募型プロポーザルを実施する。

2 (仮称) 新学校給食センター（以下「新センター」という。）の概要と設計条件

(1) 立地条件等

- ① 所在地及び敷地面積 京都府木津川市梅美台八丁目2番2（面積：14,799.86 m²）
（うち平場面積：約7,000 m²）
計1筆

※「資料1 (仮称) 新学校給食センター建設予定地」
「資料2 位置図」
「資料3 ボーリング柱状図」

- ② 延床面積 3,100 m²程度とする。
- ③ 構造及び階数 RC造又は鉄骨造2階建てを基本とする。
- ④ 用途地域 準工業地域
建ぺい率 60%以下 容積率 200%以下
- ⑤ 高さ制限 第6種高度地区 31m以下
※ただし、隣接する民家等への日影の影響をできるだけ小さくすること。
- ⑥ 配慮事項 新センター建設予定地は、民家等に隣接していることから、臭気及び騒音等に配慮した施設とする。
- ⑦ 地区計画 文化学術研究ゾーン(A)
- ⑧ 建築物の用途制限等 ・関西文化学術研究都市（京都府域）における建築物等の整備要綱
・関西文化学術研究都市（京都府域）における景観の形成に関

する計画

- ・「京都府屋外広告物条例」及び「京都府屋外広告物条例施行規則」
- ・その他、別紙1（仮称）新学校給食センター設計業務委託仕様書による

- ⑨ 宅地造成工事規制区域 指定なし
- ⑩ 砂防指定地 指定地に該当
- ⑪ 接道 奈良市道奈良阪川上線
木津川市道木1102号梅美台6-1号線
ただし、車両等の乗入口は奈良市道奈良阪川上線のみとする。
- ⑫ インフラ整備状況
- ア. 上水道 有り 奈良市道に木津川市水道本管（DNSφ150）の埋設あり
（木津川市水道本管より引き込み、受水槽を設けるものとする。
詳細は水道工務課と協議を要する。）
- イ. 下水道 汚水 奈良市道に木津川市下水道汚水管（HPφ600）の埋設あり
（敷地内に下水道法及び木津川市公共下水道条例の規定に基づく
除害施設の設置を要する。詳細は下水道課と協議を要する。）
- 雨水 木津川市道に木津川市下水道雨水管の埋設あり
（詳細は下水道課と協議を要する。）
- ウ. ガス 都市ガス（低圧）
（詳細は大阪ガスと協議を要する。）
- エ. 電気 奈良市道側から電力会社により埋設で敷地まで引き込まれる予定。
- オ. 通信 詳細は通信事業者と協議を要する。

(2) 新センターの整備条件

① 調理能力

- ア. 稼働日数 200日程度／年
（幼稚園は火・木・金のみ110日程度／年）
- イ. 調理食数 最大7,000食／日（アレルギー対応食含む）
- ・開設時の調理食数 幼稚園 約600食 小学校 約3,600食
中学校 約2,500食（今後は小中学校の増減想定）
- ウ. 食物アレルギー対応食 200食程度／日（調理食数に含む）
- エ. 厨房機器 別紙2（仮称）新学校給食センター厨房機器導入仕様書による。

② 献立方式等

- ア. 献立数は、2献立とし幼稚園、小・中学校同一献立とする。ただし、幼稚園は副食のみとする。
- イ. 献立例は、「資料4 参考献立組合せ例」のとおり。

ウ. 食物アレルギー対応食は、除去又は代替食対応（アレルゲンは今後決定）を基本とし、市が作成する食物アレルギー対応食の献立に従い、除去すべき原因食品が混入しないように調理するための食物アレルギー対応調理室を備えること。

③ 受配校

ア. 開設時の受配校は、幼稚園 3 園、小学校 8 校、中学校 4 校の計 3 園 1 2 校を想定している。

※「資料 5 給食提供校等の園児・児童・生徒数及び学級数一覧（開設当時に想定している受配校等）」

④ 給食調理の使用熱源

熱効率性、使用上の安全性、イニシャルコスト、ランニングコスト、二酸化炭素排出量、電磁波等環境への配慮等を総合的に判断したベストミックスとする。

(3) 附属施設等

① 敷地内に来客用、従業員用及び配送車の駐車場、また、その他運用上当然必要となる施設を設置する。

② 外構工事についても提案に含むものとする。

(4) 配送方法等

① 配送方法

ア. 食缶、食器等を収納したコンテナを配送車で各受配校に配送する。

イ. 牛乳、デザート類は、それぞれの業者が各受配校に直接配送する。ただし、食物アレルギー対応食については、専用食缶とし他の食缶等とともに各受配校に配送する。

② 調理、配送、洗浄等のスケジュール

新センターにおけるスケジュールは、おおむね次のように想定している。

- ・調理 午前 8 時 3 0 分から午前 1 1 時 1 5 分まで
- ・配送 午前 9 時 3 0 分から午前 1 1 時 5 5 分まで
- ・回収 午後 1 時 1 5 分から午後 2 時 4 5 分まで
- ・清掃洗浄 午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 4 5 分まで

③ 配送車

配送車は 2 t 車のパワーゲート（フラットタイプ）とする。配送計画において配送車の台数を決定するものとする。

(5) 従事職員等の人数

新センターの運営に従事する職員の数、次のとおり想定している。

- ・市及び府職員 開設時 1 0 人
- ・民間委託先の従業員（パート等を含む。） 開設時 6 0 人

3 新センター整備スケジュール（予定）

平成 2 9 年度	7 月	建物本体工事設計業務委託業者及び厨房機器業者選定
-----------	-----	--------------------------

平成30年度	12月	設計業務完了、建物本体工事入札公告
平成31年度	4月	本体工事着工
	12月	厨房機器導入に係る契約締結
平成32年度	10月	新センター竣工
	11～ 12月	試運転、調理実習
	1月	新センターオープン

4 プロポーザル参加資格要件

(1) 参加者

- ① プロポーザルに参加する事業者は、設計業者1社と厨房機器業者1社で業務提携合意書【様式5】に準じた合意書を交わしたグループ（以下「事業組織体」という。）とする。
- ② 事業組織体のうち、設計業者は、必要に応じて協力者（以下「協力事務所」という。）を設けることができることとする。
- ③ 協力事務所は、事業組織体の構成員以外の者で、事業開始後、選定された事業組織体の設計事務所から直接業務の一部を受託し、または、請け負うことを予定している者とする。
- ④ 協力事務所は事業組織体の構成員として参加することはできないが、複数の事業組織体の協力事務所として参加することはできるものとする。
- ⑤ 設計業者及び厨房機器業者は、2以上の事業組織体の構成員として重複して参加することはできないものとし、それぞれの要件をすべて満たす者でなければならない。
- ⑥ 協力事務所の参加資格要件は、(2)②から⑥までを満たす者とする。

(2) 設計業者・厨房機器業者共通要件

- ① 平成29年4月1日において木津川市入札参加資格者名簿（建築関係建設コンサルタント：建築一般または物品及び役務：厨房機器）に登録されていること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- ④ 本件の公告日から契約の締結日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年木津川市条例告示第115号）に基づく指名停止期間中のものではないこと。

⑤ 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

⑥ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。

(3) 設計業者

① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。

② 京都府内において、一級建築士事務所登録を受けた本支店、営業所等の営業拠点を有していること。

③ 本設計業務と同種又は類似の設計業務について実績を有していること。ただし、平成19年4月以降において業務に着手し、かつ、完了しているものに限る。

同種の業務とは、国又は地方公共団体が発注する延床面積1,500㎡以上又は1日当たり2,500食以上の学校給食センター又は大量調理施設の新築工事（構造等は問わない。）に伴う実施設計業務とする。

類似の業務とは、延床面積2,500㎡以上の公共建築物（平成21年国土交通省公示第15号別添二の第2号から第12号に掲げる建築物）の新築工事（構造等は問わない。）に伴う実施設計業務とする。

④ 設計業務総括及び厨房機器業者との調整を担当する管理技術者を1名配置できること。

⑤ 管理技術者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑥ 管理技術者のほか、「建築意匠」、「構造」、「電気設備」、「機械設備」の各分野の主任技術者をそれぞれ1名配置できること。ただし、建築意匠及び構造の主任技術者は、当該業務を遅滞なく円滑に履行できる体制であれば兼任を可とする。電気設備及び機械設備の主任技術者についても同様とする。なお、管理技術者は、各分野の主任技術者を兼任することはできないこととする。

また、建築意匠の主任技術者は自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要するが、構造、電気設備、機械設備の各主任技術者は、協力事務所から配置することができるものとする。

⑦ 建築意匠及び構造の主任技術者は、建築士法第2条に規定する一級建築士の資格を有すること。また、電気設備及び機械設備の主任技術者は同条に規定する一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。

⑧ 管理技術者は、同種又は類似の設計業務について実績を有していること。ただし、業務を完了しているものに限る。

同種の業務とは、学校給食センターの新築工事に伴う実施設計業務とする。

類似の業務とは、学校施設（小・中・高等学校）の新築工事に伴う実施設計業務とする。

(4) 厨房機器業者

① 平成14年4月以降に概ね5,000食以上の調理能力を有する学校給食センター（ドライ方式に限る。）の厨房機器を一括納入した実績を有していること。

- ② 施設稼働後の連絡調整や緊急時の速やかな対応が可能な体制が整っていること。
- ③ 設計業者との調整、機器設置から取扱い指導までの業務を総括する総括責任者を1名配置できること。
- ④ 総括責任者のほか、「設計協力」、「機器設置工事」、「運転調整・取扱い指導」の各担当者を1名配置できること。また、総括責任者は各担当者を兼任することはできないこととするが、各担当者は当該業務を円滑に履行できる体制であれば兼任を可とする。

5 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業組織体は、次に掲げるところにより参加申請をしなければならない。

(1) 参加申請に係る書類の提出

- ・参加申請書【様式1】
- ・会社概要（設計業者）【様式2-1】
- ・会社概要（厨房機器業者）【様式2-2】
- ・設計業務の実績【様式3-1】
- ・厨房機器の納入実績【様式3-2】
- ・配置予定者調書（設計業者）【様式4-1】
- ・配置予定者調書（厨房機器業者）【様式4-2】
- ・業務提携合意書【様式5】
- ・質問書（参加申請に関する質問）【様式13-1】

① 提出期限 平成29年5月10日（水）午後5時（必着）

② 提出先 「13 提出先」のとおり

③ 提出方法 持参又は簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。なお、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く各日午前9時から午後5時までとする。また、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(2) 参加申請に関する質問

① 提出期限 平成29年4月17日（月）から平成29年4月24日（月）午後5時（必着）

② 提出先 「13 提出先」のとおり

③ 提出方法 質問書（参加申請に関する質問）【様式13-1】に記載のうえ電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話による受信確認を行うこと。本市は電子メールの送受信に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わないものとする。

④ 回答方法 質問に対する回答は、全質問を取りまとめたうえ、平成29年4月27日（木）に市ホームページへ掲載する。

(3) 参加資格審査

① 提出された参加申請書等に基づき、参加資格要件を満たしているか審査を実施する。

② 参加資格審査の結果は平成29年5月15日（月）までに書面により通知する。

6 実施体制等に関する審査（一次審査）

本プロポーザルにおいて、企画提案書の提出前に次のとおり実施体制等に関する審査（一次審査）を実施する。

(1) 一次審査に係る書類の提出

提出書類は、別紙3作成要領に基づき作成し、次のとおり提出すること。

- ・会社概要（設計業者）【様式2-1】
- ・会社概要（厨房機器業者）【様式2-2】
- ・設計業務の実績【様式3-1】
- ・厨房機器の納入実績【様式3-2】
- ・配置予定者調書（設計業者）【様式4-1】
- ・配置予定者調書（厨房機器業者）【様式4-2】
- ・実施体制提案書類提出書【様式6】
- ・設計に係る業務体制【様式7-1】
- ・協力事務所に関する調書【様式7-2】
- ・厨房機器導入に係る業務体制【様式7-3】
- ・実施体制補足調書【様式8】

① 提出期限 平成29年5月30日（火）午後5時（必着）

② 提出部数 紙面9部（正本1部、副本8部）

③ 提出先 「13 提出先」のとおり

④ 提出方法 持参又は簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。なお、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く各日午前9時から午後5時までとする。また、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(2) 一次審査提出書類に関する質問

① 提出期限 平成29年5月16日（火）から平成29年5月19日（金）午後5時（必着）

② 提出先 「13 提出先」のとおり

③ 提出方法 質問書（一次審査提出書類に関する質問）【様式13-2】に記載のうえ電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話による受信確認を行うこと。本市は電子メールの送受信に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わないものとする。

④ 回答方法 質問に対する回答は、全質問を取りまとめたうえ、平成29年5月24日（水）に市ホームページへ掲載する。

(3) 一次審査の実施

提出された実施体制提案書に基づき、選定委員会による審査を行い、上位3者程度を選定する。

(4) 一次審査基準 (提案点：50点)

	評価項目	配点	
提案点	会社概要 (設計)	会社概要、同種・類似施設の設計業務実績、有資格者の在籍数	5
	業務体制 (設計)	管理技術者の同種・類似施設の設計業務実績、各担当主任技術者の実績、業務体制	10
	会社概要 (厨房機器)	会社概要、業務実績、有資格者の在籍数	5
	業務体制 (厨房機器)	担当予定者の担当実績、担当予定者の資格、設計時協力から施設稼働までの体制、施設稼働後の連絡調整、厨房機器故障等緊急時の対応	10
	実施体制補足	設計に係る業務体制、協力事務所、厨房機器導入に係る業務体制の各業務の実施にあたっての補足提案	20
一次審査計		50	

(5) 一次審査結果の公表及び通知

審査結果は、平成29年6月5日(月)に書面により通知する。なお、審査結果通知前の電話や来訪、電子メール等による問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議の申立てには応じない。

7 企画提案書の審査 (二次審査)

(1) 二次審査にかかる書類の提出

提出書類は、別紙3作成要領に基づき作成し、次のとおり提出すること。なお、2社それぞれの会社名は無記名とし、会社名が分からないようにすること。

- ・企画提案書類提出書【様式9】
- ・プレゼンテーション出席者一覧【様式10】
- ・企画提案概要【様式11】
- ・主要機器の維持管理に要する費用【様式12】

① 提出部数 紙面9部(正本1部、副本8部)及びデータ一式

② 提出期限 平成29年6月28日(水)午後5時(必着)

③ 提出先 「13 提出先」のとおり

④ 提出方法 持参又は簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。なお、持参する場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く各日午前9時から午後5時までとする。また、本市は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(2) 二次審査提出書類に関する質問

① 提出期限 平成29年6月6日(火)から平成29年6月13日(火)午後5時(必

着)

- ② 提出先 「13 提出先」のとおり
- ③ 提出方法 質問書（二次審査提出書類に関する質問）【様式13-3】に記載のうえ電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話による受信確認を行うこと。本市は電子メールの送受信に起因するトラブルに関しては一切の責任を負わないものとする。
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、全質問を取りまとめたうえ、平成29年6月16日（金）に市ホームページへ掲載する。

(3) 二次審査の実施

一次審査で選定した事業組織体上位3者程度から企画提案に係るプレゼンテーションを受けることとする。

- ① 実施日時 日付、時間及び会場は別途決定し、一次審査の結果時に通知する。
- ② 実施時間 1事業組織体につき、企画提案説明25分以内、質疑応答20分程度で合計45分以内とする。事業組織体の都合により開始が遅れた場合または実施時間を経過した場合は、説明や質疑応答が中途であっても打ち切ることとする。
- ③ 説明者 設計に係る業務体制【様式7-1】、または、厨房機器導入に係る業務体制【様式7-3】に記載した者による企画提案説明を行うこと。なお、当日の出席者は、1事業組織体につき5名までとし、設計業務の管理技術者及び厨房機器導入業務の総括責任者は必ず出席すること。
- ④ その他
 - a プレゼンテーションは、非公開とする。
 - b プレゼンテーションは事前に提出した資料をもとに行うこと。なお、事前に提出した企画提案書のほかに資料を配布すること（差替えを含む。）は認めない。
 - c プレゼンテーションに際し、パソコン等を使用する場合には、各自準備し持参すること。スクリーン、プロジェクターは市が用意する。
 - d 準備は、プレゼンテーション開始前10分程度で行うこと。

8 最優秀企画提案の選定

(1) 選定委員会による審査

一次審査の結果、企画提案書、プレゼンテーション等の内容により選定委員会において総合的に審査し、最優秀企画提案者（事業組織体）を選定する。

(2) 審査の基準（提案点：90点、価格点：30点、一次審査との合計：170点）

	評価項目	配点
提案点	ア 平面図計画 敷地配置、外部動線、ゾーニング、厨房機器配置、人員及び食材動線（作業動線）、作業区域ごとの人員配置	25

	イ 厨房機器計画	厨房機器整備の考え方、厨房機器の能力・機能、作業性、熱源の選択根拠、備品選定	25
	ウ 環境計画	配送計画、環境提案	10
	エ その他計画	災害時の食事提供に活用できる設備・機器等の使用方法、アレルギー対応食の調理、施設見学の手法と整備方法、児童生徒への食育に有効活用できる施設提案	10
	オ 追加提案	上記以外の独自提案	5
	カ 維持管理に要する費用	メンテナンスコスト及び更新費用に係る経済性	15
価格点	厨房機器見積額		30
二次審査計			120
一次審査と二次審査の合計			170

(3) 審査結果の公表及び通知

審査結果は、平成29年7月6日（木）に文書でプレゼンテーションに参加した全事業組織体に通知する。あわせて、最優秀企画提案者（事業組織体）の名称及び審査の総合点数について、市のホームページに掲載する。なお、審査結果通知前に電話や来訪、電子メール等による問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議の申立てには応じない。

9 最優秀提案者の扱い

最優秀提案者について、設計業務及び厨房機器導入に係る契約は、設計業者と厨房機器業者それぞれについて契約書を交わすこととする。また最優秀提案者の扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 設計業者・厨房機器業者共通事項

最優秀提案者が設計業務契約に係る協議が整う前に「4プロポーザル参加資格要件」に規定する要件のいずれかを満たさなくなった場合、「13(1)失格又は無効」に該当した場合、または、契約に係る協議が整わなかった場合等においては、審査結果が次点の事業組織体から順に繰り上げて新たな優先交渉権者とすることがある。

(2) 設計業者

① 設計業務委託契約について

市は、本プロポーザルにおける最優秀提案者のうち設計業者と設計業務について随意契約を行う。契約の時期は、平成29年7月中頃を予定している。契約の内容は、別紙1設計業務仕様書に記載の内容のほか、企画提案の内容をベースに協議の上決定する。この場合において、契約金額は企画提案の際に提出した見積書記載金額を上限とする。

ただし、市が相当と認めた場合はこの限りではない。

② 工事監理業務について

工事監理業務についても市の定める算出方式により算出した金額以内で随意契約を予定している。

(3) 厨房機器業者

① 厨房機器導入契約について

市は、本プロポーザルにおける最優秀提案者のうち厨房機器業者と厨房機器導入に係る随意契約を行う。契約の時期は平成31年12月を予定している。契約の内容は、別紙2厨房機器仕様書のほか設計業務の内容をベースに協議のうえ決定する。この場合において、契約金額は企画提案の際に提出した見積書記載金額を上限とする。ただし、市が相当と認めた場合はこの限りではない。

② 設計協力について

新センターの基本設計・実施設計に当たり、厨房機器のレイアウトや調理等に係る動線が特に重要であることから、業務提携合意書【様式5】に基づき設計業者に対し技術的助言をすること。この場合、厨房機器導入に係る契約前であっても協力すること。また、必要となる経費がある場合は、設計業者または厨房機器業者において負担すること。

10 留意事項

(1) 失格又は無効

本プロポーザルの告示から結果が公表されるまでの間において、本件に関して、次のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

① 参加資格要件を満たさなくなったとき

② 提出期限を過ぎて、参加申請書、実施体制提案書、企画提案書が提出された場合、又は提出がなかった場合

③ 提出書類が、企画提案書作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

④ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

⑥ 実施要領に違反すると認められる場合

(2) 使用する言語及び通貨等

本プロポーザルにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(3) 複数提案の禁止

同一の事業組織体が複数の提案を提出することはできないものとする。

(4) 企画提案書の訂正

誤字・脱字等軽微なものを除き、提出された企画提案書の変更、差替え及び再提出は認めない。ただし、書類等の脱漏や不明確な場合で、本市が認めた場合はその限りではない。

(5) 参加辞退

参加申請書の提出後に参加を辞退する場合は、日付、辞退理由を記載した辞退届（任意様式）を、事業組織体構成企業の連名により提出すること。

(6) 費用負担

プロポーザル参加に伴う費用は、参加者の負担とする。

(7) その他

- ① 参加者は、参加申請書の提出をもって、実施要領等の内容に同意したものとみなす。
- ② 提出された参加申請書、その他関係書類は返却しない。
- ③ 提出された参加申請書、その他関係書類は、基本設計・実施設計及び厨房機器の選定作業に必要な範囲において複製することがある。
- ④ 提出された参加申請書、その他関係書類は、木津川市情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。なお、本プロポーザルによる最優秀提案者の選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。
- ⑤ 企画提案書等の中で第三者の著作権を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に定められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。なお、最優秀提案者の企画提案書に含まれる著作権、意匠権、商標権等は、元来第三者に帰属するものを除き、無償で使用できることとする。
- ⑥ 最優秀提案者の企画提案書の内容が当市の意に沿わない場合は、必ずしも全て基本設計・実施設計に反映されるものではない。

11 プロポーザルの中止について

天災その他やむを得ない事由によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合には本プロポーザルを延期し、若しくは中止し、又は決定を取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

12 プロポーザル決定事項の無効について

本プロポーザルに基づく厨房機器購入については、予算の成立及び法令等に基づく契約の議決を前提として実施しているため、議会において予算（減額又は削除を含む）又は契約の議決がなされなかった場合は、本プロポーザルの決定事項については無効とし、本市は一切の責任を負わないものとする。また、設計業務において申請する新センターの建築が許可されなかった場合についても同様とする。

13 提出先

〒619-0223 京都府木津川市相楽台4丁目6番地
木津川市教育委員会 教育部 木津学校給食センター
電話：0774-72-2362
FAX：0774-72-5345
E-mail：kizu-kyushoku@city.kizugawa.lg.jp

参考：プロポーザル実施スケジュール

項目	日程	備考
公告	平成29年4月17日（月）	
質問書（参加申請に関する質問）提出期限	平成29年4月24日（月）	午後5時（必着）
上記回答	平成29年4月27日（木）	
参加申請書提出期限	平成29年5月10日（水）	午後5時（必着）
参加資格審査結果通知	平成29年5月15日（月）	
質問書（一次審査提出書類に関する質問）提出期限	平成29年5月19日（金）	午後5時（必着）
上記回答	平成29年5月24日（水）	
実施体制提案書提出期限（一次審査に係る書類）	平成29年5月30日（火）	午後5時（必着）
一次審査結果通知	平成29年6月 5日（月）	通過者には二次審査の日程等を連絡する
質問書（二次審査提出書類に関する質問）提出期限	平成29年6月13日（火）	午後5時（必着）
上記回答	平成29年6月16日（金）	
企画提案書提出期限（二次審査に係る書類）	平成29年6月28日（水）	午後5時（必着）
企画提案書審査（二次審査）及びプレゼンテーション	平成29年7月 3日（月）	日程は予定
審査結果通知	平成29年7月 6日（木）	日程は予定
契約締結	平成29年7月13日（木）	日程は予定